

○雪氷対策実施要領の制定について

平成24年10月23日交規甲達第29号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成12年12月12日付け交規甲第259号「降雪期における雪寒対策の実施について(通達)」

みだしのことについては、対号に基づいて適切に運用しているが、このたび、降雪期における雪氷対策を更に徹底することを目的として、別添のとおり雪氷対策実施要領を制定することとしたので、運用に遺憾のないようにされたい。

なお、対号は平成24年10月31日をもって廃止する。

別添

雪氷対策実施要領

第1 基本方針

降雪、積雪及び路面凍結並びに除雪作業（以下「雪氷」という。）のため北陸自動車道、自動車専用道路、一般国道及び主要地方道等（以下「主要道路」という。）において、通行不能又は著しい交通渋滞（以下「交通障害等」という。）が発生し、又は発生が予想される場合に、適切な臨時交通規制及び交通広報を実施して、交通の安全と円滑を図るものとする。

第2 対策実施期間

毎年12月から3月までの雪氷期間

第3 事前措置

石川県警察本部（以下「警察本部」という。）又は高速道路交通警察隊及び警察署（以下「警察署等」という。）では、次に掲げる事前措置を講じて、雪氷対策の効果的推進を図るものとする。

1 警察本部

- (1) 雪氷時における主要道路の交通規制計画の策定
- (2) 道路管理者等関係機関との連絡体制の確立
- (3) 交通管制センター勤務者に対する措置要領の徹底

2 警察署等

- (1) 通行禁止、駐車禁止等交通規制計画の策定
- (2) 市町、道路管理者等関係機関との連絡体制の確立
- (3) 雪氷対策に必要な資器材の点検整備
- (4) 凍結予想場所に対する融雪剤等の事前配置

第4 対策の実施

雪氷に伴う交通障害等の防止と解消は、実態把握に基づく初期対策が重要であることから、道路情報収集体制、道路パトロール体制の整備及び確立に重点を指向すること。

1 雪氷交通対策本部の設置

設置する場合は、別記「雪氷交通対策本部設置要領」による。

2 連絡通報

(1) 警察本部の措置

交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）は交通障害等を認知した場合には、速やかに道路管理者等の関係機関に通報する。

(2) 警察署等の措置

警察署等は道路情報収集に努め、交通障害等を認知した場合は交通規制課へ速報すること。

3 交通規制

(1) 規制権限の原則

危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警察官等の交通規制（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第6条）及び危険防止等の措置（法第75条の3）とし、数時間以上、1か月未満に及ぶ場合は警察署長への委任（法第5条第1項）及び高速自動車国道等における権限（法第114条の3）に切り替えるものとする。

なお、2以上の警察署にまたがる規制（北陸自動車道を除く。）の場合は交通規制課で調整を行うが、規制実施者は各警察署長である。

(2) 公安委員会規制の上申

駐車禁止等で1か月を超える期間の規制は公安委員会の交通規制（法第4条）となることから、警察署長は雪氷期間前に公安委員会へ上申すること。

(3) 交通規制標識掲示の原則

最高速度、追越し禁止等の交通規制は、標識標示主義の立場から標識の変更掲示が不可欠であり、変更掲示が不可能な場合は臨時交通規制を実施しないこととする。

(4) 可変標識による交通規制

北陸自動車道及び自動車専用道路における速度規制標識は可変式であるため、表示変更を行った場合は、必ず現地で正しい表示に切り替わっているか確認すること。

(5) 道路管理者による交通規制

ア 事前協議

道路法（昭和27年法律第180号）第46条に基づく通行の禁止又は制限が適切に行われるよう道路管理者と事前協議をしておくこと。

イ 事案発生時の協議

積雪、雪崩、道路の損壊等により通行止め等の措置が必要と認められるときは、遅滞なく協議を行い速やかに対応を求めること。

4 広報の実施

(1) 警察本部が行う広報

警察本部においては、警察署等から報告された交通障害情報を整理し、テレビ、ラジオ等を通じ広報を行うものとする。

(2) 警察署等が行う広報

警察署等においては、掲示板等を利用しての広報を行うほか、現場において実施規制等を道路利用者に周知し、迂回等の指示を行うものとする。

5 道路管理者に対する要請

道路管理者の管理義務の履行と早期措置の徹底が雪氷対策の効果を高めるものであることから、道路管理者に対し、次の点について要請するとともに協力援助を行うこと。

(1) 交差点、曲がり角、歩道、横断歩道等における除排雪の徹底

(2) 道路の日陰部分等局所的凍結に対する融雪剤の早期散布措置の徹底

(3) 的確な降雪、凍結予測の実施による消雪装置開閉の徹底

第5 報告

積雪状況、道路の障害状況、臨時交通規制の実施及び解除については、その都度、別記様式により交通管制センターに報告すること。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

別記（第4関係）

雪氷交通対策本部設置要領

第1 目的

この要領は、北陸自動車道、自動車専用道路、一般国道、主要地方道などの主要道路が、積雪又は凍結のため広域にわたり交通障害等が発生し、若しくは発生するおそれがあるときに、迅速、的確にこれに対処し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

第2 本部の設置

雪氷交通対策本部は、雪氷対策期間内において、交通障害等の状況により必要が生じた場合、交通部交通規制課に設置する。

警察署等においては、石川県警察本部に準じ、現地雪氷交通対策本部を設置する。

第3 組織等

雪氷交通対策本部の組織及び事務分掌は、別表のとおりとする。

第4 災害対策本部等との関係

県に災害対策本部が設置されたときは、雪氷交通対策本部は、同対策本部の交通班に編入されるものとする。

別表

雪氷交通対策本部の組織

本部長	班名（班長・副班長）	事務分掌
交通部長	情報班 班長 交通規制課管制官 副班長 同管制第一補佐	交通障害情報一般 交通障害広報一般 関係機関団体・他県への連絡
(副) 首席参事官 交通規制課長	規制班 班長 交通規制課次席 副班長 同規制補佐	交通規制全般 関係機関団体・他県への連絡調整
(付) 交通指導課長 交通機動隊長	指導取締班 班長 交通指導課次席 副班長 同指導補佐	交通指導取締り全般 交通事件事故捜査全般 交通障害車の排除等交通の確保方策
高速道路交通警察隊長	現地調査班 班長 交通機動隊副隊長 副班長 小隊長	現地連絡員の派遣全般 現地交通指導取締り 現場広報
	高速道路班 班長 高速道路交通警察隊副隊長 副班長 小隊長	高速道路の交通規制 高速道路の交通指導取締り

別記様式（略）